

農業用機械等導入支援 補助金

購入費の **1/2**
最大 **50万円**

対象者

町の認定新規就農者の方

補助対象機械等

農業経営のために必要な農業用機械及び農業用施設付帯設備等で次に掲げる要件を満たすもの。

- ① 青年等就農計画に示された経営面積、作付面積等に対して、適切な規模及び性能であること。
- ② 原則として、製造業者等から購入する**新品**のものであること。
- ③ **農作業以外に汎用性が低いもの**であること。
例えば、軽トラ、小型ショベルカー、パソコン、家電などは対象外！
- ④ 購入予定の農業用機械等について、国、県などによる補助を受けていないこと。

【農業用機械の例】耕運機、保冷库、草刈機、噴霧機、選別機、加工用機械 など

【農業用施設付帯設備の例】水耕栽培設備、空調機器、灌水装置、電照装置 など

補助金額

購入経費の **1/2**（上限 **50万円**）

※ 1人1回のみ申請可能

【お問い合わせ】

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

電話：072-766-8709

